

農林水産省生物多様性戦略の改定案に関する意見、要望

令和 5 年 2 月 8 日
(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)
※団体としての意見
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

農林水産省生物多様性戦略の改定案に関する意見、要望を提出させていただきます。御検討等のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 「水と生態系のネットワーク」は、論理的に適切な表現と言えないので、「生態系ネットワーク」という表現に修正する。関係府省の密接な連携推進のためにも、政府として用語を統一する(pp.18-19、46)【意見】

本改定案では「生態系ネットワーク」を「水と生態系のネットワーク」と表現しています。「生態系」には「水」が既に含まれており、したがって「水と生態系」の「ネットワーク」は、論理的に適切な表現とは言えません。

これについては、現在、生物多様性国家戦略を始め、環境省、国土交通省水管理・国土保全局等において「生態系ネットワーク」という言葉でほぼ統一されています。「みどりの食料システム法案」に対する参議院農林水産委員会附帯決議においても、「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」と「生態系ネットワーク」とされています（参議院農林水産委員会令和 4 年 4 月 21 日）。

本改定案 pp.18-19 に「水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進」、「森林から海まで河川を通じた生態系のつながりに加え、河川から水田、水路、ため池等を途切れなく結ぶ水と生態系のネットワークを形成させる必要がある。」とあります。p.46 に「水路等における生きものの生活史や移動に着目し、水と生態系のネットワークを重視した基盤整備を行うことにより、森里川海の生物多様性を保全することも可能となる。」とあります。これらはいずれも内容的に「生態系ネットワーク」と同義であり、「生態系ネットワーク」という表現を用いても問題ないと考えます。論理的に適切と言えない「水と生態系のネットワーク」を「生態系ネットワーク」に修正する必要があります。

農村地域に生息する多くの生物は、森や川、海を含めて様々な場所を生活史の中で移動して生活しており、その効果的な保全のためには、各地における関係府省・自治体等との密接な連携が不可欠です。関係府省の密接な連携推進のためにも、同様のものに対して異なる用語を用いることは抑制し、政府として使う用語の統一を図ることが重要と考えます。

2. 「森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット 10、11、12】」等の施策は、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」のターゲット 2、3 にも大いに貢献するものであるので、2、3 を加える(pp.18、45)意見

「IV. テーマ別方針」に掲げられている施策について、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」に掲げられた 23 のターゲットとの関連が示されています。

本改定案 p.18「水田や水路、ため池等の水と生態系のネットワークの保全の推進【ターゲット 11】」、p.45「森里川海を通じた生物多様性保全の推進【ターゲット 10、11、12】」は、いずれもターゲット 2（劣化した生態系の 30%の地域を効果的な回復下に置く）、「ターゲット 3（陸と海のそれぞれ少なくとも 30%を保護地域及び OECM により保全（30by30 目標）」にも大きく貢献するものです。ターゲット 2、3 を加える必要があります。

3. 「生態系を活用した防災・減災」の本文中に「田んぼダム」を明示する(p.46)【意見】

本改定案 p.46「生態系を活用した防災・減災の推進」の部分に「排水施設整備・ため池対策や流域治水の取組等により農業・農村の強靱化を推進する」とありますが、「排水施設整備」は、従来型の対策に属します。逆に、生態系を活用した防災・減災の考えに合致する「田んぼダム」が本文中に示されず、本文の後に設けられたコラムで言及されるにとどまっています。

「排水施設整備」を削除し、「田んぼダムを含む流水治水の取組等」というように「田んぼダム」を本文中に明示する必要があります。

4. 国土交通省、環境省等の関係省庁、自治体等との現場レベルでの密接な連携を推進する(p.55)【要望】

「V.実施体制を強化する」の p.55「政府」の部分に「地方農政局・森林管理局等の地方組織は、関係省庁の地方組織や地方自治体等と連携して本戦略の関連施策を積極的に推進する。」「関係省庁は、国の地方組織が各省庁の施策にとどまらず、SDGs や昆明・モンテリオール生物多様性枠組の達成に貢献する取組が進むよう連携して取組主体を後押しし、本戦略の実効性を高める。」とあります。

これまで、地域で連携が求められ、また、シナジー効果（相乗効果）が期待できると考えられる場合であっても、施策が独立で取り組まれ、連携に向けた具体的協議が必ずしも十分に行われてこなかったところがあります。

参議院農林水産委員において、「みどりの食料システム法案」に対し、「農林漁業において、多面的機能の発揮の一層の促進を図るため、生態系ネットワークの形成に向けて、農林水産省はもとより関係府省の密接な連携を図るとともに、既存の交付金制度等を通じた農林漁業者等への十分な支援に努めること。」との附帯決議がなされました（参議院農林水産委員会令和 4 年 4 月 21 日）。

本改定案「II.現状と課題」等々に示されているとおり、農林水産業の基盤であり、社会・経済の土台である生物多様性が、危機的な状態にあります。SDGs の実現、昆明・モンテリオール生物多様性枠組で世界が新たに掲げた「2030 年ネイチャーポジティブ」、そしてあと 20 数年しかない「2050 年自然共生社会」を実現するため、河川を所管する国土交通省水管理・国土保全局、生物多様性の保全に関することを全般的に所管している環境省を始めとす

る関係省庁、地方自治体、NPO・NGO等との、地方農政局等の地方組織レベルでの密接な連携の推進をお願いいたします。